

平成 30 年度

第 8 回 湯沢市農業委員会総会議事録

平成 30 年 11 月 15 日

湯 沢 市 農 業 委 員 会

第8回湯沢市農業委員会総会議事録

日時 平成30年11月15日(木)午後1時30分

場所 湯沢ロイヤルホテル

開会 午後1時30分

閉会 午後2時28分

1) 出席した委員の氏名は次のとおりである。

2番	宮原 正明	12番	川崎 秀悦
3番	高橋 郁夫	13番	加藤 エリ子
4番	沓澤 弥	14番	高橋 忠雄
5番	伊藤 秀郎	15番	佐藤 栄子
6番	高橋 廣尚	16番	瀬川 等
7番	能登 公平	17番	水戸 義昭
9番	高橋 敬悦	18番	小嶋 幸吉(会長職務代理者)
10番	高橋 伸太郎	19番	半田 好廣(会長)
11番	姉崎 与志弘		

2) 欠席した委員

1番	麻生 良子
8番	藤谷 清志

3) 遅刻した委員

なし

19名中17名出席
(午後1時30分)

4) 出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	高橋 里治
班 長	佐藤 雅仁
主 査	高橋 一寿

5) 会議の提出案件

1. 会務報告

2. 報 告

- ・報告第8号 第6回運営委員会の報告
- ・報告第9号 第3回農地対策専門委員会の報告
- ・農地法に基づく届出等の報告
 - (1) 賃貸借契約合意解約
 - (2) 使用貸借契約合意解約
 - (3) 農地改良届
 - (4) 申請取下げ申請
 - (5) 申請許可状況

3. 議 案

- | | |
|--------|--|
| 議案第31号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第32号 | 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について |
| 議案第33号 | 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業） |
| 議案第34号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画の案の決定について |
| 議案第35号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |

<p>議 長</p>	<p style="text-align: center;">議 事</p> <p>開会宣言 午後 1 時 30 分 委員総数 19 名中ただいまの出席委員は 17 名であります。定足数に達しており、会議が成立しますので、総会を開会いたします。</p> <p>欠席届を提出されている委員の方は、1 番 麻生 良子 委員、8 番 藤谷 清志 委員です。</p> <p>次に、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。従前の例によりこちらからご指名してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、17 番 水戸 義昭 委員、2 番 宮原 正明 委員の両名を指名いたします。</p> <p>次に、会期についてお諮りいたします。本日一日限りとしてはいかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、本日一日限りと決定いたします。</p> <p>本日の議題は、会務報告のほか報告 7 件、議案 5 件であります。</p> <p>議事の進行方法については、次のような方法で進めたいと思います。冒頭に議案を上程し、質疑が終了した後に、挙手による採決を行います。また、議事参与制限の該当者がいる場合は、提出議案朗読説明後、退席していただきますのでご協力をお願い致します。</p> <p>なお、発言される場合は挙手の上、指名されてから報告、議案の趣旨に沿った発言をお願いします。また、私語は慎むようお願い致します。</p> <p>それでは、会務報告の説明をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(高橋事務局長、挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>高橋事務局長。</p> <p style="text-align: center;">(会務報告、朗読説明)</p>

議 長	<p>会務報告の内容についてご質問はありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、只今の報告をご了承願います。次に、報告第8号 第6回運営委員会の報告をお願いします。</p> <p>(18番 小嶋 幸吉 会長職務代理者、挙手)</p>
議 長	<p>18番 小嶋 幸吉 職務代理者。</p> <p>(第8回運営委員会報告、朗読説明)</p>
議 長	<p>報告第8号 第6回運営委員会報告について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、只今の報告をご了承願います。次に、報告第9号 第3回農地対策専門委員会の報告をお願いします。</p> <p>(10番 高橋 伸太郎 委員、挙手)</p>
議 長	<p>10番 高橋 伸太郎 委員。</p> <p>(第3回農地対策専門委員会報告、朗読説明)</p>
議 長	<p>報告第9号 第3回農地対策専門委員会報告について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、只今の報告をご了承願います。次に、農地法に基づく届出等の報告をお願いします。</p>

<p>議長</p>	<p>(佐藤班長、挙手)</p> <p>佐藤班長。</p>
<p>佐藤班長</p>	<p>(届出等報告、朗読説明)</p> <p>今月の農地法に基づく届出等の報告をいたします。</p> <p>議案書 2 ページと 3 ページをご覧ください。1 賃貸借契約合意解約は 14 件、面積 77,217.23 m²であります。解約理由は、整理番号 44 号は市の用地買収のため、整理番号 45 号と 49 号は経営縮小、整理番号 46 号は第三者に利用権設定するため、整理番号 47 号と 48 号、52 号から 57 号は借人の都合によるため、整理番号 50 号は貸人の都合によるため、整理番号 51 号は第三者に所有権移転するための解約となっております。</p> <p>次に 2 使用貸借権合意解約は 5 件、面積は 37,011 m²であります。解約理由は整理番号 13 号は借人の都合によるため、整理番号 14 号から 17 号は第三者に利用権を設定するためとなっております。</p> <p>次に、3 農地改良届が 1 件であります。場所は高松字久根合 422-1 と 423-1、地目は田、面積 952 m²で、畦畔を外し均平をとり一枚の田として使用するためとなっております。</p> <p>次に議案書 4 ページをご覧ください。4 申請取下げ申請が 1 件であります。非農地証明願申請を受理しましたが、申請土地が既に非農地として決定していることから取下げとなっております。</p> <p>次に、5 申請許可状況であります。先月の転用案件の内、秋田県農業会議常設審議委員会に諮問の必要が無い案件について、記載のとおり許可しております。</p> <p>報告は以上であります。</p>
<p>議長</p>	<p>暫時休憩します。(午後 1 時 42 分)</p>
<p>議長</p>	<p>再開します。(午後 1 時 46 分)</p>
<p>議長</p>	<p>只今の報告内容について、ご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>

議 長	<p>それでは、ご了承願います。次に議事に入らせていただきます。</p> <p>議案第 31 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。案件を事務局より説明をお願いします。</p> <p>(佐藤班長、挙手)</p>
議 長	<p>佐藤班長。</p> <p>(議案第 31 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、朗読説明)</p>
佐藤班長	<p>議案第 31 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、農地法第 3 条の規定による許可申請書を受理したので、許可の可否について決定を要す。平成 30 年 11 月 15 日提出。</p> <p>議案書 6 ページと 7 ページをご覧ください。3 条所有権移転は 4 件、面積 27,988 m²であります。申請事由は申請番号 36 号と 38 号は生前贈与、申請番号 37 号と 39 号は経営拡張、売買価格は、総会資料記載のとおりとなっております。説明は以上であります。</p>
議 長	<p>質疑を行います。何かご質問ございませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。議案第 31 号「農地法 3 条の規定による許可申請について」を申請のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第 32 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。案件を事務局より説明をお願いします。</p>

議 長	<p>(佐藤班長、挙手)</p> <p>佐藤班長。</p>
佐藤班長	<p>(議案第 32 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」、朗読説明)</p> <p>議案第 32 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」、湯沢市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により計画の可否について決定を要す。平成 30 年 11 月 15 日提出。説明は以上です。</p>
議 長	<p>ここで、議案書 9 ページの整理番号 253 号は 4 番 沓澤 弥 委員、整理番号 254 号と 255 号は 9 番 高橋 敬悦 委員に関する案件となっております。農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により審議開始から終了まで関係する委員の退席をお願い致します。関連議案終了後に入室・着席していただきます。それでは利用権設定整理番号 253 号を審議しますので、4 番 沓澤 弥 委員の退席をお願い致します。</p> <p>(4 番 沓澤 弥 委員、退席) (午後 1 時 50 分)</p>
議 長	<p>事務局より説明をお願い致します。</p>
議 長	<p>(佐藤班長、挙手)</p> <p>佐藤班長。</p> <p>(農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画整理番号 253 号について、朗読説明)</p> <p>利用権設定整理番号 253 号は、面積 152 m²で、使用貸借権の再設定であります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p> <p>質疑をおこないます。何かご質問ありませんか。</p>

<p>議 長</p>	<p>(質問なしの声あり)</p> <p>それでは、採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>全員挙手。利用権設定整理番号 253 号を計画のとおり決定することと致します。退席者の着席をお願い致します。</p>
<p>議 長</p>	<p>(4番 沓澤 弥 委員、着席) (午後 1 時 51 分)</p> <p>次に、利用権設定整理番号 254 号と 255 号を審議しますので 9 番 高橋 敬悦 委員の退席をお願い致します。</p>
<p>議 長</p>	<p>(9 番 高橋 敬悦 委員、退席) (午後 1 時 52 分)</p> <p>それでは、事務局より説明をお願い致します。</p>
<p>議 長</p>	<p>(佐藤班長、挙手)</p> <p>佐藤班長。</p>
<p>佐藤班長</p>	<p>(農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画整理番号 254 号、255 号について、朗読説明)</p> <p>利用権設定整理番号 254 号と 255 号は、面積 8,254 m²で、共に再設定であります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。賃料については、総会資料記載のとおりであります。説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑をおこないます。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>

議 長	<p>それでは、採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。利用権設定整理番号 254 号と 255 号を計画のとおり決定することと致します。退席者の着席をお願い致します。</p> <p>(9 番 高橋 敬悦 委員、着席) (午後 1 時 53 分)</p>
議 長	<p>次に、議案第 32 号議事参与制限以外の利用権設定について事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(佐藤班長、挙手)</p>
議 長 佐藤班長	<p>佐藤班長。</p> <p>(議案第 32 号議事参与制限以外の利用権設定について、朗読説明)</p> <p>議案書 10 ページから 20 ページをご覧ください。議事参与制限以外の利用権設定は、賃貸借権が 41 件、面積は 207,249.6 m²であります。新規の設定は 2 件、再設定が 39 件であります。使用貸借権設定は 1 件、面積は 2,997 m²で、再設定であります。すべての集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。賃料については、総会資料記載のとおりであります。説明は以上です。</p>
議 長	<p>質疑を行います。何かご質問ございませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。議案第 32 号農業経営基盤強化促進法の利用権設定について、</p>

<p>議 長</p>	<p>計画のとおり決定することと致します。続きまして、議案第 32 号農業経営基盤強化促進法所有権移転を審議します。事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(佐藤班長、挙手)</p> <p>佐藤班長。</p>
<p>佐藤班長</p>	<p>(議案第 32 号農業経営基盤強化促進法所有権移転について、朗読説明)</p> <p>議案書 21 ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法所有権移転は 3 件、面積は 5,848 m²であります。申請事由はともに経営拡張であります。売買価格については総会資料記載のとおりであります。すべての集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑を行います。何かご質問はございませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>全員挙手。議案第 32 号農業経営基盤強化促進法所有権移転を計画のとおり決定することと致します。</p> <p>次に、議案第 33 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）」、議案第 34 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による農用地利用配分計画の案の決定について」を議題としますが、説明は両議案一括説明とさせていただきます、採決は別々とさせていただきます。案件を、事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(佐藤班長、挙手)</p>

議 長	<p>佐藤班長</p> <p>(議案第 33 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)」、議案第 34 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による農用地利用配分計画の案の決定について」、朗読説明)</p> <p>議案第 33 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)」湯沢市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により計画の可否について決定を要す。平成 30 年 11 月 15 日提出。議案第 34 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による農用地利用配分計画の案の決定について」農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条及び湯沢市農業委員会に対する事務委任に関する規則第 2 条第 1 項第 14 号の規定による農用地利用配分計画の案について、決定を要す。平成 30 年 11 月 15 日提出。説明は以上です。</p>
議 長	<p>ここで、議案書 24 ページから 27 ページ上段にあります農地中間管理事業利用集積計画整理番号 270 号は、2 番 宮原 正明 委員、282 号から 293 号は、9 番 高橋 敬悦 委員に関する案件となっております。農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により審議開始から終了まで関係する委員の退席をお願い致します。関連議案終了後に入室・着席していただきます。それでは整理番号 270 号を審議しますので、2 番 宮原 正明 委員の退席をお願い致します。</p> <p>(2 番 宮原 正明 委員、退席) (午後 2 時 00 分)</p>
議 長	<p>事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(佐藤班長、挙手)</p>
議 長	<p>佐藤班長</p> <p>(議案第 33 号利用集積計画整理番号 270 号と議案第 34 号農地中間管理</p>

佐藤班長	<p>事業配分計画案整理番号 307 号について、朗読説明)</p> <p>議案書 24 ページをご覧ください。利用集積計画整理番号 270 号は経営縮小による貸付であります。面積は、賃貸借権が 1,394 m²であります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしており、特に問題はないと思われます。配分計画整理番号 307 号は経営拡張による借受となっております。賃料については、総会資料記載のとおりであり、特に問題はないと思われます。県の配分計画の決定広告は平成 31 年 1 月 29 日となっております。説明は以上であります。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。この集積計画と配分計画について何かご質問ございませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、この集積計画について採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。利用集積計画 270 号を計画のとおり決定することと致します。</p> <p>次に、配分計画の採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。配分計画案 307 号を計画のとおり決定することと致します。退席者の着席をお願いします。</p> <p>(2 番 宮原 正明 委員、着席) (午後 2 時 02 分)</p>
議 長	<p>次に、利用集積計画 282 号から 293 号を審議しますので、9 番 高橋 敬悦 委員の退席をお願い致します。</p>

(9番 高橋 敬悦 委員、退席)

(午後2時03分)

事務局より説明をお願い致します。

(佐藤班長、挙手)

佐藤班長

(議案第33号利用集積計画整理番号282号から293号と議案第34号農地中間管理事業配分計画案整理番号315号について、朗読説明)

議案書24ページから27ページをご覧ください。利用集積計画整理番号282号から293号は経営縮小による貸付が11件、農業廃止による貸付が1件であります。面積は、賃貸借権が84,179㎡であります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、特に問題はないと思われます。配分計画整理番号315号は経営拡張による借り受となっております。賃料については、総会資料記載のとおりであり、特に問題はないと思われます。県の配分計画の決定広告は平成31年1月29日となっております。説明は以上であります。

説明が終わりました。質疑を行います。この集積計画と配分計画について何かご質問ございませんか。

中間管理事業では、解約後一耕作しないと交付金の対象にならないと理解しているが、この案件はどのような内容か

今年度で期間満了になる賃貸借の解約により、機構をとおした賃貸借に移行し、借人の賃料の支払先をまとめるものです。そのため、今回は交付金の発生しない案件であります。

ほかにご質問はありませんか。

(質問なしの声あり)

議 長	<p>それでは、この集積計画について採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。利用集積計画 282 号から 293 号を計画のとおり決定することと致します。</p> <p>次に、配分計画の採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。配分計画案 315 号を計画のとおり決定することと致します。退席者の着席をお願いします。</p> <p>(9 番 高橋 敬悦 委員、着席) (午後 2 時 07 分)</p>
議 長	<p>次に、議案第 33 号、議案第 34 号議事参与制限以外の案件を事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(佐藤班長、挙手)</p>
議 長 佐藤班長	<p>佐藤班長</p> <p>(議案第 33 号利用集積計画整理番号 267 号、282 号から 293 号と議案第 34 号農地中間管理事業配分計画案整理番号 307 号と 315 号以外の案件について、朗読説明)</p> <p>議案書 27 ページ上段整理番号 257 号から 33 ページをご覧ください。利用集積計画は 24 件、172, 293. 83 m²となっております。貸付理由はすべて経営縮小となっております。次に配分計画は 22 件、すべて経営拡張による借り受けとなっております。すべての集積計画及び配分計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。使用貸借権設定の 2 件以外の賃料については、総会資料記載の</p>

	<p>とおりであり、特に問題はないと思われます。県の配分計画の決定広告 は平成 31 年 1 月 29 日となっております。説明は以上であります。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。議事参与制限以外の集積計画 と配分計画について何かご質問ございませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、議事参与制限以外の集積計画について採決をお願い致しま す。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。利用集積計画 257 号から 269 号と 271 号から 281 号を計画 のとおり決定することと致します。</p> <p>次に、配分計画の採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。配分計画案 294 号から 306 号と 308 号から 314 号を計画の とおり決定することと致します。</p> <p>次に、議案第 35 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を 議題とします。事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(高橋主査、挙手)</p>
議 長	<p>高橋主査。</p> <p>(議案第 35 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」、朗読説 明)</p>
高橋主査	<p>議案第 35 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」 1 農地法 第 5 条第 1 項の規定による許可申請書を受理したので、同条第 3 項の規 定により秋田県農業会議に諮問するため同意を求める。 2 農地法第 5 条</p>

第3項及び市町村への権限移譲の推進に関する条例第8条の規定により、許可の可否判断を会長に一任することの同意を求める。平成30年11月15日提出。

議案書35ページから37ページをご覧ください。今月の申請件数は、使用貸借権設定が1件、所有権移転が3件、賃貸借権設定が1件です。

初めに、一括関連事案の使用貸借権設定申請番号2号と所有権移転申請番号12号、議案付属資料は24ページから35ページ及び36ページから47ページをご覧ください。申請内容は家族が増えアパートが手狭になったことや両親が高齢となり農作業を手伝うため、実家に近い申請地に住宅を建築するための転用です。申請地は、使用貸借権が秋ノ宮字川島5-61、畑、102㎡、所有権移転が秋ノ宮字川島172-3、田、325㎡であります。湯沢市役所雄勝庁舎から南に約5.1km、下院内駅から南東に約5.5kmの中島集落内に位置し、東・南・北側は畑、西側は道路に接しております。農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあることから第1種農地と判断しました。土地の選定については、湯沢地区も検討しましたが、費用が掛かり増しになることや居住環境を考慮し、実家に近い申請地を選定したものです。事業計画は、父から借りる申請地と所有権移転を受ける申請地、払い下げを受ける水路敷と合わせて施工することとし、切土高0.37m、土量184.87㎡、盛土高0.60m、土量299.79㎡の造成を行い、住宅105.35㎡、車庫33.05㎡、駐車スペース27.50㎡、雪寄せスペース等300.64㎡となっております。事業費は用地取得費650,000円、造成・整地経費250,000円、建物建設経費21,600,000円、測量・登記経費950,000円、合計23,450,000円となっております。資金計画は自己資金450,000円、金融機関からの借入資金23,000,000円となっており、それぞれ通帳のコピー、仮審査申込書により確認しております。被害防除計画については、東・西・北側にL型擁壁を設置し、南側は法面保護、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理し、雨水は水路放流・自然流下により処理することとしております。許可判断として、第1種農地ではありますが、不許可の例外である、住宅その他の申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、規則第33条第4項に該当するものと考えます。

次に 36 ページ、賃貸借権設定整理番号 5 号、議案付属資料は 15 ページから 23 ページをご覧ください。申請は、事業拡張により資材置場の確保が優先されたことによって駐車場が不足していることから、申請地を借受けて駐車場を整備するための転用であります。申請地は稲川町字早坂下 11-7、畑、962 m²であります。湯沢市役所稲川庁舎から南に約 6.7km、湯沢市役所皆瀬庁舎から北に約 1.9km の早坂集落内に位置し、東・西・南側は道路、北側は宅地に接しております。農地区分は、第 1 種農地、第 2 種農地及び第 3 種農地のいずれの用件にも該当しない農地であり、小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地（その他農地）と判断しました。土地の選定については、事業所の周辺で同規模の農地以外の土地を探したが、条件等折り合わなかったことからやむを得ず申請地を選定したものです。事業計画は、切土高 0.5m、土量 340 m³、盛土高 0.3m、土量 43.9 m³の造成工事を行い、駐車場（従業員用 17 台、トレーラー 2 台）・通路を整備するとなっております。事業費は用地借上費年 120,000 円、造成・整地経費 3,000,000 円、測量・登記経費 500,000 円、搬入等諸経費 200,000 円、合計 3,820,000 円となっております。資金計画は全額自己資金となっており、残高証明で確認しております。被害防除計画は、東側は法面保護をするとともに素掘り側溝を構築し、西・南・北側は隣接地にすり付けることとしております。汚水・生活雑排水は発生せず、雨水は水路放流・自然流下により処理することとしております。許可相当の理由として、第 2 種農地であります。事業の目的を達成できる土地が申請地しかないことや、不許可の例外にある住宅その他の申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されることから、施行規則第 33 号第 4 号に該当するものと考えます。

次に 37 ページ、所有権移転申請番号 10 号、議案付属資料は 5 ページから 14 ページをご覧ください。申請は、親族が所有する申請地を譲り受けて一般住宅とカーポートを建築するための転用であります。申請地は駒形町八面西川連 72, 73-1, 75-1、畑、355 m²であります。湯沢市役所稲川庁舎から北西に約 2.2km、市立駒形小学校から南に約 1.5km の西川連集落内に位置し、東側は道路、西側は畑、南側は宅地、北側は田に接しております。農地区分は、おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地であるこ

とから第1種農地と判断しました。土地の選定理由として、職場や学校への通学・通勤の利便性が良いことから実家周辺の宅地を探したが、条件に合う土地がなかったことからやむを得ず申請地を選定したものです。事業計画は、高さ0.6m、盛土量213 m³の造成を行い、一般住宅86 m²、カーポート29 m²を建築するものです。事業費は造成・整地費2,200,000円、建物建築経費22,500,000円、設計費500,000円、測量・登記経費500,000円、搬入費等諸経費300,000円、合計26,000,000円となっております。資金計画は全額金融機関からの借入れとなっております。仮審査申込書で確認しております。被害防除計画は、西・北側は擁壁を設置し、南側は法面保護するとともに、建物の高さや境界からの距離に配慮することとしております。汚水・生活雑排水は公共下水道、雨水は自然流下により処理することとしております。許可の判断として、第1種農地であるが不許可の例外である、住宅その他の申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、施行規則第33号第4項に該当するものと考えます。

最後に所有権移転第13号、議案附属資料48ページから52ページをご覧ください。申請は、現在の敷地が狭く、宅内の給水管の引き込みが隣地所有者の当該申請地に埋設されていたことから、その土地を譲り受けて敷地を拡張するための転用であります。申請地は、川連町字高橋84-4、田、5.96 m²であります。湯沢市役所稲川庁舎から北へ約590m、市立川連小学校から東へ約220mの野村集落内に位置し、東・西・南側は宅地、北側は道路に接しております。農地区分は、水道管、下水道管又はガスのうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ、申請に係る農地又は採草放牧地からおおむね500メートル以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存する区域内にある農地であることから第3種農地と判断しました。事業計画は、造成工事を行わず申請地5.96 m²を譲り受けるものです。事業費は登記・測量経費58,200円となっております。資金計画は全額自己資金となっております。被害防除計画は特になく、汚水・生活雑排水は発生せず、雨水は自然流下により処理することとしております。許可判断として、申請地は第3種農地であ


<p>議 長</p>	<p>り、内容についても特に問題はないものと判断しました。 説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ここで、現地確認結果について、11番 姉崎 与志弘 委員から報告願います。</p> <p>(11番 姉崎 与志弘 委員、挙手)</p>
<p>11番</p>	<p>11番 姉崎 与志弘 委員。</p> <p>議案第35号の現地確認について報告いたします。</p> <p>10月26日、12番 川崎 秀悦 委員と私の2名、事務局2名とで現地確認をしまいいりました。</p> <p>ただいま事務局より説明がありましたように、申請された案件については、事前着工もなく、周辺の状況と申請書類を照らし合わせた結果、転用にあたっては特に問題がないものと見てまいりました。報告は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第35号について質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質問なしの声がありますので、議案第35号について採決を行います。許可相当とすることと、秋田県農業会議に諮問すること及び許可の可否判断を会長に一任することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>全員挙手。異議ないものと認め、議案第35号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、許可相当の意見を付して秋田県農業会議に諮問し、答申を受け許可の可否の判断をすることにいたします。許可の可否については、次回の総会で報告いたします。</p> <p>これもちまして、本日の議案は全て終了いたしました。</p>

	(午後 2 時 28 分終了)
--	-----------------

湯沢市農業委員会会議規則第13条第2項により、会議内容について相違ないことを認め署名押印する。

平成30年11月15日

議長 半田好廣 

署名委員 17番 水戸義昭 

署名委員 2番 宮原正明 